

砂川市告示第10号

砂川市会計規則（平成17年規則第31号）第28条の2第2項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので告示する。

令和4年2月25日

砂川市長 善岡雅文

記

(1) 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

名称 株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー

事務所の所在地 東京都渋谷区恵比寿南3-5-7
デジタルゲートビル10階

(2) 歳入の種類

寄附金（ふるなび インターネットを利用して納付する「ふるさと応援寄附金」）

(3) 指定期間（契約期間）

令和4年2月25日から令和4年3月31日まで

（契約期間満了の2か月前までに契約期間満了日（令和4年3月31日）をもって本契約を終了しない限り、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする）